

令和8年度 京都市立上賀茂小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第7号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 上賀茂小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学級担任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

* 必要に応じて拡大委員会を設ける。

（上記以外に、人権教育主任・総合育成支援教育コーディネーター）

ウ 開催時期

定例委員会は、月に一度の生徒指導部会で行う。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・ 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・ 重大事態に対する判断と対応。
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応。

（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

オ 児童生徒・保護者への周知方法等

- ・児童集会、学校運営協議会、学校だより等で周知を徹底。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・委員会活動とも連携し、掲示物の作成など学校環境の美化推進に取り組む。
- ・トイレのスリッパなど、公共スペースの整理整頓を周知し、環境美化に努める。

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」の実施を図る。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（スポーツフェスティバルなど）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方や障害のある方々との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、支持的風土をもった好ましい集団を育成し、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・月1回の縦割りの時間を大切に取り扱い、異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・図書館で心温まる本の紹介を積極的にしたり、直接的に人権に関わる本のコーナーを設置したりする。
- ・人権部を中心に月ごとに目標を設定し、それに伴った学習を計画的に行う。
- ・非行防止教室を計画的に実施して、全校の子どもたちに浸透するように進める。

カ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を保護者に周知する。その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。
- ・ホームページ等に子どもたちの学校での様子を掲載し、保護者に学校生活の様子をできるだけ多く伝えられるようにする。
- ・クラスマネジメントシートを有効に活用して、学級の状態を担当が把握し、いじめを未然に防げるようにする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月・11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートも活用する。
- ・学校評価の子どもたちによるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

7月と11月に、「教育相談期間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、子どもたちの観察に努める。

(ウ) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

アンケート実施後すみやかに集約し、調査結果を検証する。その際、検証した情報は全教職員で共有し、組織的に対処する方法を確認する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級・学年集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪する場を持つ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を計画的に行い、全校児童が6年間のうちに学習できるようにする。
- ・必要に応じてネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・注視するに留まらず、いじめアンケートとクラスマネジメントシートを活用し、当該児童だけでなく関係学年や学級での変容を把握するように努める。また、いじめ対策委員会を臨時的に開き、児童の様子を共通理解する。その際、当該児童だけでなく、保護者への適切な対応などができるようにする。また、アンケートの内容や数値に注目し、担任はいじめの再発の未然防止に努める。道徳部や人権部の取組とも連携し、児童関係の改善に努める。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・5月、8月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「上賀茂小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「情報交換」「児童理解研修」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・上賀茂小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「上賀茂小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・普段からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「上賀茂小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもとで進める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は、法において（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等をする。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。保護者への必要に応じた適切な情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	入学式 学級開き		入学式後の保護者説明 授業参観・学級懇談会
5	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有 生徒指導共通理解研修会①	全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 1年生を迎える会 修学旅行（6年）		学校運営協議会
6	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有	児童集会 道徳参観	第1回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 第1回クラスマネジメントシートの実施	学校HPにて「いじめ対策委員会」の紹介 学校説明会
7	いじめ対策委員会 いじめアンケートの内容共有	夏休みのくらし指導	第1回教育相談期間 いじめに関するアンケート（記名式）結果の情報共有と対策 前期学校評価実施	個人懇談会
8	生徒指導研修会 小中合同研修会 生徒指導共通理解研修会②		前期学校評価の集約と共有	
9	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有	児童集会 人権参観・講演会		人権学習の 授業参観・講演会
10	いじめ対策委員会	スポーツフェスティバル 上賀茂オリエンテーリング（3年）		
11	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有	就学時健康診断 花背山の家宿泊学習（5年）	第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 第2回クラスマネジメントシートの実施 第2回教育相談期間	
12	いじめ対策委員会 いじめアンケートの内容共有	児童集会 冬休みのくらし指導	いじめに関するアンケート（記名式）結果の情報共有と対策 後期学校評価実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有		後期学校評価の集約と共有	
2	いじめ対策委員会 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有	半日入学	児童による学校評価	新1年半日入学保護者説明 授業参観・懇談会
3	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し 職員会議又は終礼等で状況に応じて情報共有	6年生を送る会 卒業証書授与式	日常、各学級で起こっている出来事については、週1回程度のペースにより全教職員で情報共有を行っていく。（タイムリーカードの取組により、全校で起こっている問題を情報共有していく。）	